はい！こちら消費生活センターです

「仮想通貨に関連付けた投資にはご注意！」

Q

知人からAI(人工知能)を使った仮想通貨の投資を紹介され、1口25万円購入すれば何もしなくても月に50万円入るという話だった。事業者に連絡して2口買うと伝え、50万円振り込んだところ、その週に3万円が振り込まれたので、さらに4口買いたいと申込み、家族から100万円借りて支払った後、募集の上限に達したので募集は締め切ったという連絡があった。しかし、その後配当が遅れるという連絡の後配当が振り込まれなくなり、おかしいと思い事業者に電話したが、連絡が取れずウエブサイトにもアクセスできない。（30代女性）

A

上記の相談事例のような仮想通貨の話題性に便乗した詐欺的な投資への勧誘から生じるトラブルが数多く発生しており、 平成 29 年には、資金決済に関する法律（資金決済法）による仮想通貨に関する*法規制の導入がなされました。仮想通貨に関連付けた投資はその実態を確認することが一般の消費者にとって難しいことに加えて、勧誘を受けた仮想通貨が将来的に適切に取引されるかどうかを判断することや、仮想通貨に関連する投資が高配当を生み出す仕組みを理解することが非常に困難です。単に話題となっている仮想通貨が詐欺的な投資案件の勧誘に利用されているだけの可能性もあるため、知人や友人からの誘いであっても仮想通貨や仮想通貨に関連付けた投資の実態を良く理解できない場合や内容に不安がある場合など少しでも不安を感じたら、すぐに消費生活センターに相談してください。

*平成29年4月より仮想通貨交換サービスを行うには金融庁・財務局への登録が必要になりました。

消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ（電話又は来所）

☎０７７４－７２－９９５５　（ナニ？キューキューＧＯＧＯ！）

相談は**無料**です。　秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎１８８（いやや！）番もご利用ください。

相 談 日　　月～金（祝・休日、年末年始除く）

相談時間　　午前９時～正午、午後１時～４時

（※H30.4 から相談時間が変更になっています。）

住　　所　　木津川市木津上戸１５　相楽会館１階

京都府木津総合庁舎東隣（ＪＲ木津駅東口から徒歩約 5 分）

※土曜・日曜・祝日（年末年始除く）は 075-257-9002 へ

（電話のみ）

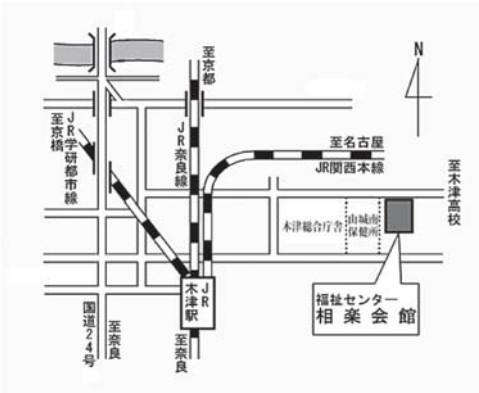

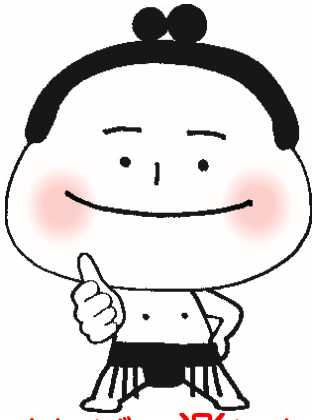

相談すれば　楽になる